各位

会 社 名 富士通株式会社 代表 者名 代表取締役社長 時田 隆仁 (コード番号 6702 東証プライム市場) 問合せ先 広報 IR 室長 野本 邦彦 電話番号 044-754-5778

(訂正)「株式会社ブレインパッド株式(証券コード 3655)に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

富士通株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年10月30日開催の取締役会において、株式会社ブレインパッド(証券コード3655、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に定める公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、本公開買付けを2025年10月31日から開始しておりますが、2025年11月28日付で、対象者の第5位株主である伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)との間で、伊藤忠商事が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したこと、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2025年11月21日に終了したこと及び記載事項の一部に誤記があったことに伴い、2025年10月31日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年10月31日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025 年 10 月 30 日付「株式会社ブレインパッド株式(証券コード 3655) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正しますのでお知らせいたします。 なお、かかる変更は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。また、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

- I. 2025 年 10 月 30 日付「株式会社ブレインパッド株式(証券コード 3655) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容
- 1. 買付け等の目的等
  - (1)本公開買付けの概要 (訂正前)

## <前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025 年 10 月 30 日付で、対象者の第 2 位株主である株式会社ディシプリン (所有株式数 2,351,400 株、所有割合 (注1):11.25%。以下「ディシプリン」といいます。) との間で、ディシプリンが所有する対象者株式の全て (以下「応募対象株式 (ディシプリン)」といいます。) について本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (ディシプリン)」といいます。)を、対象者の取締役かつ第 3 位株主である佐藤清之輔氏 (所有株式数 1,691,880 株、所有割合:8.09%。以下「佐藤氏」といいます。) との間で、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて佐藤氏に対して付与した譲渡制限付株式のうち、本日現在において譲渡制限が解除されていない 11,980 株を除く 1,679,900株 (所有割合:8.03%) (かかる 1,679,900 株のうち、(i) 本担保権付株式 (佐藤氏) (下記「(6) 本公

開買付けに係る重要な合意に関する事項」で定義します。)については、本公開買付けにおける買付け等 の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日(公開買付期間が延長された場合には、当該延長後 の末日をいいます。以下同じとします。)までに設定されている担保権が解除された場合に限り、また、 (ii) 本貸株対象株式(佐藤氏)(下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」で定義しま す。)については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、本貸株対象株式(佐藤氏)が応募株 主に返還された場合に限ります。)(以下「応募対象株式(佐藤氏)」といいます。)について本公開買付け に応募する旨の契約(以下「本応募契約(佐藤氏)」といいます。)を、対象者の第6位株主である株式会 社りそなホールディングス(所有株式数 557,500 株、所有割合: 2.67%。以下「りそなホールディングス」 といいます。)との間で、りそなホールディングスが所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式 (りそなホールディングス)」といいます。) について本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契 約(りそなホールディングス)」といいます。)を、対象者の取締役会長かつ第10位株主である高橋隆史 氏(所有株式数 268,190 株、所有割合:1.28%)(以下「高橋氏」といい、ディシプリン、佐藤氏、りそ なホールディングス及び高橋氏を総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、対象者が譲渡制限 付株式報酬制度に基づいて高橋氏に対して付与した譲渡制限付株式のうち、本日現在において譲渡制限が 解除されていない 12,190 株を除く 256,000 株 (所有割合:1.22%) (かかる 256,000 株のうち、本貸株対 象株式(高橋氏)(下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」で定義します。) について は、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、本貸株対象株式(高橋氏)が応募株主に返還された 場合に限ります。)(以下「応募対象株式(高橋氏)」といいます。)について本公開買付けに応募する旨の 契約(以下「本応募契約(高橋氏)」といい、本応募契約(ディシプリン)、本応募契約(佐藤氏)及び本 応募契約(りそなホールディングス)と併せて「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、応募 予定株主が所有する対象者株式(所有株式数4,868,970株、所有割合:23.29%)のうち4,844,800株(所 有割合:23.17%、以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。 なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 「本応募契約」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

# <前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025 年 10 月 30 日付で、対象者の第2位株主である株式会社 ディシプリン(所有株式数 2,351,400 株、所有割合(注1):11.25%。以下「ディシプリン」といいま す。)との間で、ディシプリンが所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(ディシプリン)」とい います。)について本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(ディシプリン)」といいます。) を、対象者の取締役かつ第3位株主である佐藤清之輔氏(所有株式数1,691,880株、所有割合:8.09%。 以下「佐藤氏」といいます。)との間で、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて佐藤氏に対して付 与した譲渡制限付株式のうち、本日現在において譲渡制限が解除されていない11,980株を除く1,679,900 株 (所有割合:8.03%) (かかる1,679,900 株のうち、(i) 本担保権付株式 (佐藤氏) (下記「(6) 本公 開買付けに係る重要な合意に関する事項」で定義します。)については、本公開買付けにおける買付け等 の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日(公開買付期間が延長された場合には、当該延長後 の末日をいいます。以下同じとします。)までに設定されている担保権が解除された場合に限り、また、 (ii) 本貸株対象株式(佐藤氏)(下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」で定義しま す。)については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、本貸株対象株式(佐藤氏)が応募株 主に返還された場合に限ります。)(以下「応募対象株式(佐藤氏)」といいます。)について本公開買付け に応募する旨の契約(以下「本応募契約(佐藤氏)」といいます。)を、対象者の第6位株主である株式会 社りそなホールディングス (所有株式数 557,500 株、所有割合: 2.67%。以下「りそなホールディングス」 といいます。)との間で、りそなホールディングスが所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式 (りそなホールディングス)」といいます。) について本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契 約(りそなホールディングス)」といいます。)を、対象者の取締役会長かつ第10位株主である高橋隆史

氏(所有株式数 268,190 株、所有割合:1.28%)(以下「高橋氏」といい、ディシプリン、佐藤氏、りそ なホールディングス及び高橋氏を総称して「10月30日付応募予定株主」といいます。)との間で、対象者 が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて高橋氏に対して付与した譲渡制限付株式のうち、本日現在において 譲渡制限が解除されていない 12,190 株を除く 256,000 株 (所有割合:1.22%) (かかる 256,000 株のうち、 本貸株対象株式(高橋氏)(下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」で定義します。) については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、本貸株対象株式(高橋氏)が応募株主に返 還された場合に限ります。)(以下「応募対象株式(高橋氏)」といいます。)について本公開買付けに応募 する旨の契約(以下「本応募契約(高橋氏)」といい、本応募契約(ディシプリン)、本応募契約(佐藤氏) 及び本応募契約(りそなホールディングス)と併せて「10月30日付本応募契約」と総称します。)を、さ らに 2025 年 11 月 28 日付で、対象者の第 5 位株主である伊藤忠商事株式会社(所有株式数 669,000 株、所 有割合:3.20%。以下「伊藤忠商事」といい、10月30日付応募予定株主及び伊藤忠商事を総称して「応 募予定株主」といいます。)との間で、伊藤忠商事が所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式 (伊藤忠商事)」といいます。) を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(伊藤忠商事)」 といい、10月30日付本応募契約と併せて「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、応募予定株 主が所有する対象者株式 (所有株式数 5,537,970 株、所有割合: 26.49%) のうち 5,513,800 株 (所有割 合:26.37%、以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。な お、本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 「本応募契約」をご参照ください。

## <後略>

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
  - ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

## <前略>

他方で、公開買付者は、2025 年9月中旬以降、応募予定株主との間で、本応募契約の締結に向けた協議を開始しました。ディシプリン、高橋氏及び佐藤氏に対して、2025 年9月 17 日に本応募契約(ディシプリン)、本応募契約(高橋氏)および本応募契約(佐藤氏)の締結をそれぞれ申し入れ、前向きに検討する旨の回答を得たため、それらの締結に向けた協議をそれぞれ開始いたしました。公開買付者は 2025 年 10 月 27 日に、本公開買付価格が 2,706 円となることをディシプリン、高橋氏及び佐藤氏にそれぞれ伝達したところ、2025 年 10 月 29 日にディシプリン、高橋氏及び佐藤氏よりそれぞれ応諾する旨の連絡を受け、内容についてそれぞれ合意に至りました。りそなホールディングスに対して、2025 年 10 月中旬に、本応募契約(りそなホールディングス)の締結を申し入れ、前向きに検討する旨の回答を得たため、本応募契約(りそなホールディングス)の締結に向けた協議を開始いたしました。公開買付者は 2025 年 10 月 23 日に、本公開買付価格が 2,706 円となることをりそなホールディングスに伝達したところ、2025 年 10 月 29 日にりそなホールディングスより応諾する旨の連絡を受け、内容について合意に至りました。

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施すること、2025年10月30日付で、対象者との間で本経営統合契約を、また応募予定株主との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。

# (訂正後)

#### <前略>

他方で、公開買付者は、2025 年9月中旬以降、応募予定株主との間で、本応募契約の締結に向けた協議を開始しました。ディシプリン、高橋氏及び佐藤氏に対して、2025 年9月 17 日に本応募契約 (ディシプリン)、本応募契約 (高橋氏) および本応募契約 (佐藤氏) の締結をそれぞれ申し入れ、前

向きに検討する旨の回答を得たため、それらの締結に向けた協議をそれぞれ開始いたしました。公開買付者は 2025 年 10 月 27 日に、本公開買付価格が 2,706 円となることをディシプリン、高橋氏及び佐藤氏にそれぞれ伝達したところ、2025 年 10 月 29 日にディシプリン、高橋氏及び佐藤氏よりそれぞれ応諾する旨の連絡を受け、内容についてそれぞれ合意に至りました。りそなホールディングスに対して、2025 年 10 月中旬に、本応募契約(りそなホールディングス)の締結を申し入れ、前向きに検討する旨の回答を得たため、本応募契約(りそなホールディングス)の締結に向けた協議を開始いたしました。公開買付者は 2025 年 10 月 23 日に、本公開買付価格が 2,706 円となることをりそなホールディングスに伝達したところ、2025 年 10 月 30 日にりそなホールディングスより応諾する旨の連絡を受け、内容について合意に至りました。伊藤忠商事に対して、2025 年 10 月中旬に、本応募契約(伊藤忠商事)の締結を申し入れ、前向きに検討する旨の回答を得たため、本応募契約(伊藤忠商事)の締結に向けた協議を開始いたしました。公開買付者は 2025 年 10 月 23 日に、本公開買付価格が 2,706 円となることを伊藤忠商事に伝達したところ、2025 年 11 月 20 日に伊藤忠商事より応諾する旨の連絡を受け、内容について合意に至りました。

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施すること、2025年10月30日付で、対象者との間で本経営統合契約を、また10月30日付応募予定株主との間で10月30日付本応募契約を締結することを決議し、さらに2025年11月28日付で伊藤忠商事との間で本応募契約(伊藤忠商事)を締結いたしました。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

<前略>

(iv)本応募契約(りそなホールディングス)

<後略>

(訂正後)

<前略>

(iv)本応募契約(りそなホールディングス)

<中略>

#### (v)本応募契約(伊藤忠商事)

公開買付者は、2025年11月28日付で、伊藤忠商事との間で、本応募契約(伊藤忠商事)を締結し、応募対象株式(伊藤忠商事)を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。伊藤忠商事によるかかる応募は、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないことを前提条件としています。但し、伊藤忠商事は、その任意の裁量により、当該前提条件を放棄することができるものとされています。本応募契約(伊藤忠商事)において、公開買付者以外の者によって、対象者の発行済普通株式について本公開買付価格(但し、買付条件の変更により本公開買付価格が引き上げられた場合には、当該変更後の買付価格をいいます。)を一定程度以上上回る買付価格による公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合、伊藤忠商事は、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとされています。この場合、(i)公開買付者が当該申入れの目から一定期間内に本公開買付価格を対抗公開買付けに係る公開買付価格以上の金額に変更しないとき、又は(ii)伊藤忠商事が応募対象株式(伊藤忠商事)を本公開買付けに応募すること若しくは対抗公開買付けに応募しないことが伊藤忠商事の取締役の善管注意義務に違反すると伊藤忠商事が合理的に判断する場合、伊藤忠商事は、応募対象株式(伊藤忠商事)を本公開買付けに応募せず、又は本公開買付けへの応募を撤回し、対抗公開買付けに応募することができるものとされています。

本応募契約(伊藤忠商事)において、伊藤忠商事及び公開買付者は、以下の事項を誓約しています。 (ア)伊藤忠商事は、本応募契約(伊藤忠商事)締結日から本決済開始日までの間、本公開買付けへの

- 応募を除き、応募対象株式(伊藤忠商事)の譲渡、移転、承継、担保提供その他の処分を行わない。 (イ)伊藤忠商事は、本応募契約(伊藤忠商事)締結日から本決済開始日までの間、直接又は間接に、 本公開買付けと実質的に類似、競合若しくは抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし若しくは 遅延させ、その他本公開買付けの実行の支障になる可能性のある取引又は行為に関し、提案、勧 誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、伊藤忠商事は、第三者からかかる取引又は行 為に関する申出又は提案を受けたことを認識した場合には、速やかに、公開買付者に対して、そ の事実、第三者名及び内容を通知し、対応について公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ウ) 伊藤忠商事は、本公開買付けが成立し応募対象株式 (伊藤忠商事) に係る決済が完了した場合であって、本決済開始日以前の日を権利行使の基準日として対象者の株主総会が開催されるときは、当該株主総会における応募対象株式 (伊藤忠商事) に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとする。

上記のほか、本応募契約(伊藤忠商事)においては、表明保証条項(注1)(注2)、補償条項、契約の終了事由(注3)及び解除事由(注4)が規定されております。また、本応募契約(伊藤忠商事)以外に、公開買付者と伊藤忠商事の間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から伊藤忠商事に対して供される対価は存在しません。

- (注1)本応募契約(伊藤忠商事)において、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②本応募契約 (伊藤忠商事)の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本応募契約(伊藤忠商事)の 強制執行可能性、④本応募契約(伊藤忠商事)の締結及び履行に必要な許認可等の取得又は履 践及び必要な手続の履践、⑤本応募契約(伊藤忠商事)の締結及び履行の法令等との抵触の不 存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の 不存在並びに⑧本決済開始日において本公開買付けの決済を行うために必要な資金を有してい ることについて表明及び保証を行っております。
- (注2) 本応募契約(伊藤忠商事)において、伊藤忠商事は、①設立及び存続の有効性、②本応募契約 (伊藤忠商事)の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本応募契約(伊藤忠商事)の 強制執行可能性、④本応募契約(伊藤忠商事)の締結及び履行に必要な許認可等の取得又は履 践及び手続の履践、⑤本応募契約(伊藤忠商事)の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、 ⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、 並びに⑧応募対象株式(伊藤忠商事)の適法かつ有効な所有について表明及び保証を行ってお ります。
- (注3)本応募契約(伊藤忠商事)は、①当事者が書面により合意した場合、②本公開買付けが撤回され若しくは不成立となった場合又は③伊藤忠商事が対抗公開買付けに応募した場合に終了するものとされています。
- (注4) 当事者は、①相手方当事者に表明及び保証の重大な違反が存在する場合又は②重大な義務違反 が存在する場合に、相手方当事者に書面で通知することにより本応募契約(伊藤忠商事)を解 除することができるものとされています。

#### 2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

#### (訂正前)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	<u>一</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>-</u> %)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	209, 089 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	<u>一</u> 個	(買付け等後における株券等所有割合 -%)
対象者の総株主等の議決権の数	208, 536 個	

- (注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された 2025 年 6 月 30 日 現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。但し、本 公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け 等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、 本基準株式数 (20,908,981 株)に係る議決権の数 (209,089 個)を分母として計算しておりま す。
- (注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数 点以下第三位を四捨五入しております。

## (訂正後)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	<u>19,599</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.37%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	209, 089 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	<u>O</u> 個	(買付け等後における株券等所有割合 -%)
対象者の総株主等の議決権の数	208, 536 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令(下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」で定義します。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を0個と記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された 2025 年 6 月 30 日 現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。但し、本 公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け 等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数 (20,908,981 株)に係る議決権の数 (209,089 個)を分母として計算しておりま す。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数

## 点以下第三位を四捨五入しております。

- Ⅱ. 本公開買付開始公告の訂正内容
- 1. 公開買付けの目的

(訂正前)

#### <前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年10月30日付で、対象者の第2位株主である株式会社 ディシプリン (所有株式数 2,351,400 株、所有割合 (注1):11.25%。以下「ディシプリン」といいま す。)との間で、ディシプリンが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 を、対象者の取締役かつ第4位株主である佐藤清之輔氏(所有株式数1,691,880株、所有割合:8.09%。 以下「佐藤氏」といいます。)との間で、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて佐藤氏に対して 付与した譲渡制限付株式のうち、本公告日現在において譲渡制限が解除されていない 11,980 株を除く 1,679,900 株 (所有割合:8.03%) (かかる1,679,900 株のうち、(i)担保権が設定されている820,000 株については、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日 (公開買付期間が延長された場合には、当該延長後の末日をいいます。以下同じとします。) までに設 定されている担保権が解除された場合に限り、また、(ii)貸株契約に基づき貸し出されている 223,000 株については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、応募株主に返還された場合に限りま す。) について本公開買付けに応募する旨の契約を、対象者の第6位株主である株式会社りそなホール ディングス (所有株式数 557,500 株、所有割合:2.67%。以下「りそなホールディングス」といいま す。)との間で、りそなホールディングスが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募す る旨の契約を、対象者の取締役会長かつ第 10 位株主である高橋隆史氏(所有株式数 268,190 株、所有 割合:1.28%)(以下「高橋氏」といい、ディシプリン、佐藤氏、りそなホールディングス及び高橋氏 を総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて高 橋氏に対して付与した譲渡制限付株式のうち、本公告日現在において譲渡制限が解除されていない 12,190 株を除く 256,000 株 (所有割合: 1.22%) (かかる 256,000 株のうち、貸株契約に基づき貸し出 されている247,000株については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、応募株主に返還さ れた場合に限ります。) について本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結し、応募予定株主が 所有する対象者株式(所有株式数4,868,970株、所有割合:23.29%)のうち4,844,800株(所有割合: 23.17%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

### <前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年10月30日付で、対象者の第2位株主である株式会社ディシプリン(所有株式数2,351,400株、所有割合(注1):11.25%。以下「ディシプリン」といいます。)との間で、ディシプリンが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、対象者の取締役かつ第4位株主である佐藤清之輔氏(所有株式数1,691,880株、所有割合:8.09%。以下「佐藤氏」といいます。)との間で、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて佐藤氏に対して付与した譲渡制限付株式のうち、本公告日現在において譲渡制限が解除されていない11,980株を除く1,679,900株(所有割合:8.03%)(かかる1,679,900株のうち、(i)担保権が設定されている820,000株については、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日(公開買付期間が延長された場合には、当該延長後の末日をいいます。以下同じとします。)までに設定されている担保権が解除された場合に限り、また、(ii)貸株契約に基づき貸し出されている223,000株については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、応募株主に返還された場合に限ります。)について本公開買付けに応募する旨の契約を、対象者の第6位株主である株式会社りそなホールディングス(所有株式数557,500株、所有割合:2.67%。以下「りそなホールディングス」といいます。)との間で、りそなホールディングスが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募す

る旨の契約を、対象者の取締役会長かつ第 10 位株主である高橋隆史氏(所有株式数 268, 190 株、所有割合:1.28%)(以下「高橋氏」といいます。)との間で、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づいて高橋氏に対して付与した譲渡制限付株式のうち、本公告日現在において譲渡制限が解除されていない12, 190 株を除く 256,000 株 (所有割合:1.22%)(かかる 256,000 株のうち、貸株契約に基づき貸し出されている 247,000 株については、公開買付期間の末日までに貸株取引が解消され、応募株主に返還された場合に限ります。)について本公開買付けに応募する旨の契約を、さらに 2025 年 11 月 28 日付で、対象者の第5位株主である伊藤忠商事株式会社(所有株式数 669,000 株、所有割合:3.20%。以下「伊藤忠商事」といい、ディシプリン、佐藤氏、りそなホールディングス、高橋氏及び伊藤忠商事を総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、伊藤忠商事が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結し、応募予定株主が所有する対象者株式(所有株式数 5,537,970 株、所有割合:26.49%)のうち 5,513,800 株(所有割合:26.37%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

以 上